（参考例）共同企業連合体協定書

○○○○共同企業連合体協定書

　○○株式会社（以下「甲」という。）、○○株式会社（以下「乙」という。）及び○○株式会社（以下「丙」という。）（以下、総称として「構成員」といい、個々の構成員を「各構成員」という。）は、共同企業連合体を結成し、袖ケ浦椎の森工業団地用地の物件（別表１．以下「本　　　物件」という。）を共同して千葉県（以下「県」という。）から取得し、県に提出した申請書類の内容に基づいて○○○を建設し、○○○を行う事業（以下「本　　事業」という。）を推進し、その円滑な遂行を図るため、この協定を締結する。

　（目的）

第１条　構成員は、共同企業連合体を結成し、本事業を共同連帯して遂行する。

　（名称）

第２条　この共同企業連合体は、○○○○共同企業連合体（以下「当連合体」という。）と　　　　称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当連合体の事務所は、○○○に置く。　※事務所は、代表企業に置いてください。

　（土地の取得）

第４条　本事業の土地は、甲及び乙が別表２のとおり分割して取得する。

　（存続期間）

第５条　当連合体の存続期間は、この協定を締結した日から本事業の操業を開始する日までとする。

２　本件分譲で当連合体が選定されなかったときは、前項の規定にかかわらず令和　　年　　月　　日をもって存続期間の終期とする。

　（構成員の分担）

第６条　本事業における各構成員の分担は、別表３のとおりとする。

　（運営委員会）

第７条　この協定の目的を達するため、各構成員の代表者からなる意思決定機関として、運営委員会を設ける。

２　運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営されるものとする。

　（代表企業）

第８条　当連合体の代表企業は甲とする。

　（代表企業への委任）

第９条　甲は、運営委員会の指示により、次に掲げる各号の事務を行い、その結果を各構成員に対し、定期的に報告するものとする。

　ア　本件分譲、本物件の取得及び本事業に係る県及び関係監督官庁等との折衝

　イ　本件分譲に参加するために必要な書類の取りまとめと県への提出

　ウ　県からの通知の各構成員への伝達及び県からの照会に対する回答の取りまとめと県への回答

　エ　（以下必要に応じ）

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、他の構成員に係る土地売買契約及び本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１１条　各構成員は、この協定書に基づく権利義務を譲渡することはできない。

　（共通費用の分担）

第１２条　本件分譲への参加及び本事業施行中に発生した共通の経費等については、必要の都度運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員相互間の責任の分担）

第１３条　各構成員がその分担事業に関し、県の及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定によるものとする。

４　前３項の規定は、第１０条に規定する他の構成員に係る土地売買契約及び本事業の履行に関する連帯責任を免除するものと解されてはならない。

　（構成員の脱退に対する措置）

第１４条　各構成員は、本事業が完了する日までは当連合体を脱退できない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた場合は、この限りでない。

２　構成員のうち本事業の途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

３　前項の場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（構成員の破産又は解散に対する措置）

第１５条　構成員のうちいずれかが本事業の途中において、破産又は解散した場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第１６条　当連合体が解散した後においても、本事業につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（補則）

第１７条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関する疑義については、運営委員会において定めるものとする。

　　この協定の締結を証するために、本書　通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有するとともに、県へ１通提出する。

　　　　　年　　月　　日

甲　（住所）

　　（名称）

　　（代表者職・氏名）　　　　　　　　　　印

乙　（住所）

　　（名称）

　　（代表者職・氏名）　　　　　　　　　　印

丙　（住所）

　　（名称）

　　（代表者職・氏名）　　　　　　　　　　印

別表１

物件目録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 面　積 | 備　考 |
| 袖－９ | 袖ケ浦市椎の森３８５番４５ | 7,069.27㎡ |  |
| 袖－１２ | 袖ケ浦市椎の森３８５番４７ | 11,038.44㎡ |  |

別表２

本物件の分割取得

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取得者 | 所在地 | 面積 | 備考 |
| 甲 |  |  | 別添図面のとおり |
| 乙 |  |  | 別添図面のとおり |

別表３

連合体構成員の事業分担内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名等 | | 事業分担内容 |
| 代表企業 | （企業名） |  |
| 構成員 | （企業名） |  |
| （企業名） |  |